

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年2月10日(金)午後1時30分から午後2時17分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(10人)

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出
委 員	9番	飯泉 秀 夫
委 員	10番	矢口 剛

農地利用最適化推進委員(3人)

委 員	竹 内 正
委 員	久 下 豊 一
委 員	中 村 実

農業委員会事務局職員(3人)

局 長	中 村 滋 成
局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について |

- | | |
|-------|---|
| 議案第4号 | 非農地証明発行可否について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） |
| 議案第6号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業） |
| 議案第7号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について |

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（中村事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成29年2月の定例総会を開催いたします。

会議が始まる前に皆様にお願ひがあります。携帯電話等については、電源を切るか又はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 齊藤会長

お忙しいところ、2月の定例総会に出席して頂きまして、誠に有難うございます。総会開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

まず、先月17日に利根町で行われました県南連絡協議会全体研修会には、多数の農業委員にご参加を頂き、大変ご苦労様でした。研修内容は、「農産物輸出の現状と課題」と「農地利用最適化に向けた農業委員の活動等について」の2つの講演がありましたが、私たちにとって貴重な講演であったと思います。今後の活動に是非、活かしていきたいと思ひます。

また、1月24日には、県の農業委員会会長研修会、茨城県農政活動推進本部の代議員総会、橋本知事との懇談会があり、私と中村事務局長で出席してきました。研修会は全国農業会議所の松本専務理事による「農業委員会における農地利用最適化の推進について」を演題とした講演がありました。詳細の報告は省略させていただきます。今後の活動の中でおいおい報告していきたいと思ひます。

本日の議案は、7件となっております。また、報告事項は2件となっております。皆様の精力的なご審議をお願いしまして、挨拶といたします。よろしくお願ひします。

1. 事務局（中村事務局長）

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、1月に農地パトロールを実施した農地利用最適化推進委員にも総会に出席していただいております。現在は、久下推進委員及び中村推進委員の2名が出席されております。後ほど竹内推進委員が遅れて参加となります。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは暫時議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員の選任ですが、私議長にご一任していただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め、指名させていただきます。

2番菊地委員、3番豊島委員を議事録署名委員に選任いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は3件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は駐車場のための賃貸借、申請地は■■■字■■■番■■■，地目は登記現況とも畑、地積は349㎡でございます。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから1種農地と判断いたします。事業計画に関する書面による候補地の検討、事業経歴書等により、会社・工場のための駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための使用貸借、申請地は■■■字■■■番■■■，地目は登記現況とも畑、地積は400㎡でございます。申請地の農地

区分は、水道、下水道が埋設された沿道の区域であり、おおむね500m以内に2以上の教育施設があることから3種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

続いて受付番号3番、申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。申請地は■■■字■■■■番■■■の一部、地目は登記山林、現況畑、地積は2,256㎡でございます。申請地の農地区分は、周囲を山林に囲まれた土地改良が行われていない規模が10ha未満の区域に位置する小集団の生産性の低い農地であることから2種農地と判断いたします。事業計画に関する書面による候補地の検討、関係法令との調整も行っており、2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であることから許可要件を満たしていると考えます。

補足といたしまして、事業計画は申請地のほか山林3筆を合わせ、全体面積が9,516㎡、発電量は1,002.4kw、280wパネル3,580枚を設置します。

尚、受付番号1番については、以前申請がなされ平成28年12月の総会で審議され許可相当となっております案件でございます。申請地に隣接する農地を20年以上前から使用しているにも関わらず農地法に係る処理の整理が終了していないため、12月総会で協議された案件を一度取り下げてもらい、以前から使用している隣接農地をこの後審議して頂く議案第4号の非農地証明発行可否により整理をするものでございます。ついては、取り下げられた案件を再度2月定例会に提出するものでございます。

以上でございます。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、現地調査を行っておりますので、その報告を7番羽田委員お願いいたします。

1. 羽田委員

それでは、報告いたします。

2月3日午前9時から現地調査を行いました。

調査メンバーは齊藤会長、宮田委員、矢口委員、私と事務局からは中村局長、中山さんと計6名で現地調査を行いました。

受付番号1番、2ページをご覧ください。申請地は太い枠で記載されているところでございますが、ワープステーションからきらく山に通じる道路沿いに位置しております。事務局から説明があったように昨年12月に総会議案にかかった案件でございます。現在駐車場で使用している場所の隣となります。転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われまます。

受付番号2番でございますが、3ページをご覧ください。谷原郵便局の南方に位置する場所です。お孫さんの自己用住宅としての申請であり全面道路には公共下水道の埋設が進行中であります。こちらも転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われま

す。受付番号3番でございますが、4ページをご覧ください。太陽光発電施設の申請となります。今回は、太陽光発電施設設置として申請のある農地の両隣の山林と一体として開発するとのこと

です。この地区は太陽光発電施設の設置の多いエリアであり、全面道路向かい側も太陽光発電施設が設置されております。転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われま

1. 議長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第1号について質疑に入ります。

議案第1号受付番号1番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

受付番号2番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

受付番号3番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

飯泉委員

1. 飯泉委員

前回もお願いしたいところですが、ソーラーに関しては概略を添付して頂きたいと思

1. 事務局（中山主査）

ます。現地確認している方々は詳細を分かっていることと思

1. 議長（齊藤会長）

ますが、現地確認していない者については詳細がよくわからないのが現状です。議案審査を行い可否の判断するにあたり教えてほしいと思

います。ついては、事業費、発電量及びパネル数について教えてほしいと思

1. 飯泉委員

次回からはソーラーについては概要書の添付をお願いしたいと思います。

1. 議 長（齊藤会長）

概要書添付については、事務局に検討をさせます。概要書を議案書に添付することは適切かどうか、別添資料として提出すべきか、又は口答で説明するか事務局で検討願います。

飯泉委員、よろしいでしょうか。

1. 飯泉委員

よろしく申し上げます。

1. 議 長（齊藤会長）

その他に、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第1号について採決に入ります。採決は一括して行います。議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」原案の通り許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第1号は、原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。今月の農地法4条の規定による転用許可申請は1件となります。

5ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は自己住宅、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記現況とも畑、地積は172㎡でございます。申請地の農地区分は、

おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから1種農地と判断いたします。事業計画に関する書面による候補地の検討、関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、現地調査を行っていますので、その報告を8番宮田委員お願いいたします。

1. 宮田委員

それでは、報告いたします。

2月3日午前9時から現地調査を行いました。

調査メンバーは齊藤会長、羽田委員、矢口委員、私と事務局からは中村局長、中山さんと計6名で現地調査を行いました。

6ページを参照願います。つくばみらい市役所谷和原庁舎から前の県道を小絹地区方面に進むと谷原大橋に差し掛かりますが、谷原大橋の手前の道を北に向かってしばらく走った場所にあります。昔はこの場所に旧い家が建ててあったらしいです。現在は無いのですが、申請地は周辺農地より少し地盤高が高くなっております。転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われまます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第2号について質疑に入ります。

議案第2号受付番号1番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第2号について採決に入ります。議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」原案の通り許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により議案第2号は、原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は4件となっております。

7ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■字■■■番■■■，地目は登記現況とも田，233㎡，同じく■■■番■■■，地目は登記現況とも田，485㎡の計718㎡の小作地，契約内容は売買で10a当たり50万円となっております。

続いて受付番号2番，申請地は■■■字■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，439㎡，同じく■■■番■■■，地目は登記現況とも田，899㎡，字■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，330㎡，字■■■番■■■，地目は登記現況とも田，254㎡，同じく■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，224㎡，字■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，1，715㎡，計3，861㎡の自作地，契約内容は売買で10a当たり100万円となっております。

続いて受付番号3番，申請地は■■■字■■■番■■■，地目は登記現況とも田，2，059㎡，同じく■■■番■■■，地目は登記現況とも田，600㎡，同じく■■■番■■■，地目は登記現況とも田，500㎡の自作地，契約内容は売買で10a当たり50万円となっております。

続いて受付番号4番，申請地は■■■字■■■番■■■，地目は登記現況とも田，1，410㎡の自作地，契約内容は売買で10a当たり35万円となっております。

別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

受付番号1番について，譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり，現在も借入地として水稻の栽培を行っております。

続きまして受付番号2番について，譲受人は申請地で水稻・植木の栽培を行う計画となっております。

続いて受付番号3番について，譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり，周辺農地でも同様に水稻の栽培を行っております。

続いて受付番号4番について，譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり，隣接農地でも同様に水稻の栽培を行っております。

また，農地法第3条第2項の各号については調査書のとおり該当しないため許可要件の

全てを満たしていると考えます。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは現地調査をおこなっていますので、10番矢口委員報告願います。

1. 谷口委員

はい、報告いたします。

2月3日に齊藤会長、羽田委員、宮田委員、私と事務局からは中村局長、中山さんと計6名で現地調査を行いました。

受付番号1番、8ページをご覧ください。申請地は狸渕地区にある田んぼで、現在は譲受人が小作しているところがございます。現在も耕起されており別段問題ないと思います。

受付番号2番、9ページをご覧ください。申請地は板橋地区の北側にある農地であります。荒れていた農地と思われませんが、現在はきれいに伐採されており別段問題ないと思います。

受付番号3番、10ページをご覧ください。申請地は、日川地区北側にある田でございます。現在もきれいに耕作されており別段問題ないと思います。

受付番号4番、10ページをご覧ください。申請地は、受付番号3番と同じ日川地区北側にある田でございます。現在もきれいに耕作されており、別段問題ないと思います。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

報告が終了しました。それでは議案第3号について質疑に入ります。

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号1番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号2番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号3番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号4番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

無いようですので、受付番号1番から4番までを一括して採決いたします。

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第3号を原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は4件となっております。

11ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況雑種地，面積は545㎡となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況雑種地，面積は122㎡となっております。こちらの1番2番が議案第1号受付番号1番の隣接地となります。

続いて受付番号3番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は43㎡となっております。

続いて受付番号4番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は138㎡となっております。

今回提出されました受付番号1番から4番については、茨城県が発行している農地法関

係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

現地調査を行っておりますので8番宮田委員報告願います。

1. 宮田委員

私から現地報告をさせていただきます。地図は12ページとなります。受付番号1番及び2番については、昭和50年当時の航空写真が添付されており、その頃から農地として使用していない状況でございます。申請地は駐車場として既に使用されており、現状を考慮すると農地として復元利用はできないと考えます。

続いて受付番号3番、地図は13ページとなります。昭和50年当時の航空写真が添付されており、その頃から農地として使用していない状況です。申請地は既に住宅の出入り口として使用されており利用状況からも止むを得ないと思います。

続いて受付番号4番、地図は14ページとなります。昭和48年当時の航空写真が添付されており、その頃から農地として使用していない状況です。申請地は既に宅地として利用されており利用状況からも止むを得ないと思います。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第4号について質疑に入ります。
議案第4号受付番号1番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

受付番号2番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

受付番号3番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号4番について意見質問のある方の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第4号について採決に入ります。議案第4号について、一括して採決を行います。非農地証明を発行することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

議案第4号については、全員賛成により、非農地証明を発行することに決定いたしました。

（竹内委員推進委員が入室）

1. 議 長（齊藤会長）

竹内推進委員が只今議場に到着しました。竹内推進委員、着席願います。

（竹内推進委員着席）

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。15ページをご覧ください。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が4筆3,742㎡、畑が1筆1,249㎡、合計が5筆4,991㎡となります。更新は田が24筆35,968㎡、畑が12筆29,398㎡、合計36筆65,366㎡となります。総計は田が28筆39,710㎡、畑が13筆30,647㎡、総計で41筆70,357㎡となります。貸手が20人、借手が12人となります。詳細は16ページから17ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

受付番号39番から41番については、中山職務代理者が議事参与の制限に該当します。従いまして、二つに分けて審議を行います。

最初に、受付番号1番から38番について審議いたします。

こちらについてご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

受付番号1番から38番について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、受付番号1番から38番について原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号39番から41番について審議いたします。

中山職務代理者、退室願います。

（中山職務代理者退室）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号39番から41番について、ご意見ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようなので採決いたします。

受付番号39番から41番について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、受付番号39番から41番については原案の通り決定いたしました。

ここで中山職務代理者の入室を許します。

（中山職務代理者入室）

1. 議 長（齊藤会長）

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」は、原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。18ページをご覧ください。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が42筆71, 722.91㎡, 畑が16筆9, 131㎡, 合計で58筆80, 853.91㎡となります。貸手が14人, 借手が1人となります。更新はありません。詳細は19ページから22ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。審議は一括して進めます。

議案第7号について、質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」に対し賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」は、原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。23ページをご覧ください。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が42筆71,722.91㎡、畑が16筆9,131㎡、合計で58筆80,853.91㎡となります。地権者が14人、配分を受ける者が4人となります。詳細は24ページから27ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。審議は一括して進めます。

議案第7号について、質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」に対し承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は、全員賛成により原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上です。

これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中村局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。28ページをご覧ください。

受付番号1番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（売買），地目は登記宅地現況畑，面積は251.62㎡となります。

続いて受付番号2番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（売買），地目は登記宅地現況畑，面積は165.30㎡となります。

続きまして報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。今回の合意解約は12件となります。詳細は29ページから31ページをご参照ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

以上を持ちまして議案審議はすべて終了しました。

2月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し，相違ないので署名捺印する。

平成29年2月10日

つくばみらい市農業委員会

議長

齊藤 常夫 

議事録署名委員

菊地 典人 

議事録署名委員

豊島 利夫  